

五 学校教育と社会教育

1 明治期の小学校

(一) 小学校取建

市立図書館蔵

明治二年巳仲夏朔日三丹十三藩

於久美浜県会議

- 一 前会議ノ節、社倉ノ事
 - 一 小学校取建ノ事
- 常社倉・郷学校ノ制ハ各藩土地ノ便利ニ応シ一
律タリ難シ故、各藩議案ノ旨趣ヲ以、先数ヶ所
ヲ扨建シ、其可否ヲ試験シ、実用有者ヲ擇フヘ
シ。

(下略)

(二) 立正寺学校

「明治三年小学校日記」石田松蔵氏蔵

六月廿七日

中市長へ

近者文運日ニ盛相成候ニ付テハ、庶人ニ於テモ漢籍
ニ抄ラサレハ今日ノ事務ニ差支候間、此度市中小学校
取建、立正寺庫裏相用、益後ヨリ開業ニ及候ニ付、子
弟有志ノ者共入学可致思召願望ノ者ハ、前廉居町小市
長ヲ以、右掛ニ可申込候事

右ノ趣、十町小前未々迄無違漏可申付者也。

(明治三年)

庚午六月

○明治二年三月二十五日に、初の三丹各藩会議が久美浜県で
開かれ、「小学校ヲ設ケ書学素読算数習ハシメ、其ヲ欠サラ
シムル為也。其法如何セハ可ナラン」と、次回の議題とす
ることにした。これを受けて、この議事となったものであ
る。

(原文、氏名一段書き)
福井庄三郎・佐川義右衛門・
綿屋勘左衛門・滝田清兵衛

○前号の議事の趣旨に沿って豊岡藩が企図した小学校は、明治三年七月十八日に立正寺を校舎として開校。兵庫県域内では最初の小学校である。同四年暮ごろ廃止された模様であるが、明治五年九月までの学校宛諸払判取帳も残っている。

(三) 小学校取建場所

「豊岡県布達」

先般、大中小学校設立ノ儀被仰出候ニ付テハ、御布達ノ通数ヶ所ニ於テ許多ノ中小学校相設可申筈ノ処、民費ヲ以、一時ニ建設ノ義ハ容易ニ難被行次第ニ付、小ヨリ大ニ及シ、少キヨリ多キニ至ラシムル意ヲ以、旧県下十一ヶ所ニ今般取調ノ上、当分ノ処左ノ場所ニ於

テ小学校取設方相達候条、詳細ノ儀其場所々々ノ区長又ハ学校取建従事ノ者へ承り、合有志ノ輩ハ勿論、男女ヲ不論、六歳以上十五歳以下ノ者ハ総テ入学可為致候御趣意ニ付、別紙被仰出候御書付ノ趣奉戴勒学可致者也。

学校建設ノ場所

- 一 豊岡 壱ヶ所
- 一 久美浜 同
- 一 生野 同
- 一 宮津 同
- 一 笹山(篠) 同
- 一 福知山 同
- 一 舞鶴(鶴) 同
- 一 出石 同
- 一 柏原 同
- 一 峯山 同

一 村岡 同

右ノ通相定候条、最寄村々ノ者共入学可願出者也。

豊岡県

大野権参事

明治六年一月廿八日

(四) 豊岡県学校校則

青山保氏蔵

(表紙)

明治六年

豊岡県学校校則

校 則

一 百般ノ布令・告文、再三熟読堅ク守ルヘシ。若シ
不了ノ条件アレハ教員ヘ質問スヘキ事

一 午前八時ヲ以テ就業、午後三時ヲ以テ終業シ、諸

般遅滞スヘカラサル事

一 正午十二時ヨリ一時ノ間休憩スヘキ事

但、右時間ヲ以テ喫飯スヘシ。或ハ帰喫スルモ妨ク

ル事ナカルヘシ。飯後、必運動シ身体ノ健康ヲ誤ル

ヘカラスト雖モ、乱法ノ所業ニ及フヘカラサル事

一 毎月一六、其他紀元・天長ノ両節、一月始メ三日・

六月終リ三日・十二月終リ三日ヲ以テ休業日トスヘ

キ事

一 疾病事故アツテ出校シ難キ者ハ、必名刺ヲ以テ届

出ヘキ事

一 教員ハ生徒ヲ愛育シ、生徒ハ教員ヲ敬重シ、相狎

褻侮慢スル事勿ル^(なか)ヘキ事

一 校中幼稚ヲ弄ヒ、魯鈍ヲ嘲ル事等ノ所業アルヘカ

ラス。同学相睦相愛シ、一日ノ長タル責アレハ一日

ノ後生ヲ養育シ、教学半ノ法言ニ注意スベキ事

一 校中男女席ヲ別チ、各自得業ノ階級ヲ以テ坐次ヲ定ム。漫ニ換坐スヘカラサル事

一 内ニ在ツテハ出入必父兄ニ告、校ニ在ツテハ升校^(昇)必教員ヲ拜スヘシ。其他坐作進退等、礼節総テ誤ルヘカラサル事

一 校中雜談禁止タルヘキ事

一 校中ノ諸器械ハ勿論、縦令自用ノ品物タリト雖モ忽卒ニ取扱ヒ破毀スヘカラザル事

一 他人ノ品物ヲ持主ニ不告、漫用致シ、或ハ戲謔ノ染筆スヘカラサル事

一 傘履等乱雜スヘカラス。必一片ノ名牌ヲ付ケ置クヘキ事

右ノ条件、其他教則并百般、教員ノ指教嚴重ニ相守、懈ル勿レ、^(おろそか)忽ニスル勿レ。若シ相背ク者アル時ハ

退学可申付シ。最其犯罪ノ種ニ依テハ、文部省届ケノ上、日本国中公学私塾ノ別ナク禁学ノ処分ニ及フ可キ

者也。

明治六年五月

豊岡県学校

右幹校ノ校則、当支校ニ於テモ奉戴、其意堅ク相守ルヘキ者也。

第一大区四小区

(奈佐校)

三番支学校

(五) 豊岡県学事章程

市立図書館蔵

豊岡県学事章程

目次

第一項 学区取締

第二項 同事務請渡

第三項 小学々長

第四項 小学教員等級月給

第五項 同旅費日当

第六項 小学保護人

第七項 官助金文部省御
委託金取扱

第八項 寄付金取扱

第九項 学資金取扱

学区取締

学区取締ノ職掌ハ学制ニ明載ストイヘトモ、其管掌職事ノ節目及理事ノ規程ニ至テハ、各地ノ状勢ニ随フテ差異ナキヲ得ス。故ニ今、本県ノ勢情ヲ斟酌シ、職務ノ章程ヲ定ムル事左ノ如シ。

第一条

受理学区内ノ学務ヲ担掌シ、制令ヲ遵守シ、教化ヲ贊ケ、学事ヲシテ旺盛ナラシムルヲ務ムベシ。

第二条

区内ノ人民ヲ勧誘シ、区民ノ子女、不学ノ徒ナカラシムルヲ要スベシ。

第三条

区民人口ノ多寡及資産ノ厚薄ヲ量リ、学校設立及維持ノ方法ヲ図画シ、成規ニ憑リ官ノ許可ヲ得テ公学ヲ設立スベシ。

第四条

学区ノ地理及学校位置ノ便否ヲ調査シ、其分合・転換等ヲ要スルモノハ、成規ニ憑リ上告シテ更正ノ所分ヲ請下スベシ。

第五条

保護人ノ勉否ヲ監シ且之ヲ鼓舞シ、勤メテ民心ヲシテ学事ニ帰向セシムルヲ要スベシ。

第六条

区内ノ学費金及寄付金ハ、成規ニ憑リ其出納ヲ經理スベシ。

第七條

公立各小学ノ事務ヲ總管シ、学費ヲ節用シ、之カ出納ヲ詳明ニシ、且資金増殖ノ方法ヲ図成スベシ。

第八條

公立各小学ノ教員及執事諸員ノ能否勤惰ヲ監シ、具状スベシ。

第九條

公立各小学ノ所有品ヲ領シ、其調製・補理及保存ノ事ヲ知管スベシ。

但、動産・不動産各記簿ヲ編成シ、詳細登録スベシ。

第十條

私学ヲ監シ、其教則及教師ノ正否ヲ督查シ、具状スベシ。

第十一條

学事諸項ノ申報、定例ノ期限開申スベシ。

第十二條

区内ヲ巡回視察シテ、毎次学事ノ現状ヲ申報スベシ。

第十三條

拔群進学、或ハ非常勲業ノ生徒、其他特行ノモノアレハ其状ヲ具シ上告スベシ。

第十四條

貧民ノ子女就学ノ方法ヲ設クベシ。

第十五條

凡、百ノ学事ヲ举行スル、必^ス区长及関涉区ノ戸長・保護人ニ協議スベシ。

第十六條

凡、学事上告ノ文書ハ、必^ス区长及関涉区ノ戸長・保護人連署タルベシ。

第十七條

凡、官ヨリ令達ノ文書並調理セシ事務ノ後照トナルベキ書類ハ常ニ整頓編綴シ、金穀出納ニ関スル諸簿ハ殊ニ詳密登録保存スベシ。

(中略)

小学保護人

国家ノ汚隆榮辱ハ実ニ人才ノ盛衰ニ是関ス。而シテ
人才ノ盛衰ハ幼童教育ノ厚薄ニ関ス。其教育ヲシテ
厚カラシムヘキモノハ、独リ小学ヲシテ隆盛ナラシ
ムルニアルノミ。而シテ小学ヲ隆盛ニシ子弟ヲ教育
スルハ、固ヨリ里中長老ノ義務ニシテ、所謂各自腦
力ヲ竭サヽルヲ得サル所ナリ。抑、国ヲ愛シ家ヲ愛
シ、能ク此子弟ヲ薰陶シ、以テ一郷善良ノ俗ニ帰セ
シメハ、推シテ以テ一国一県ニ及シ、遂ニ滿天下ノ
蒼生ヲシテ善良文明ノ区域ニ進マシムルニ至ラン。
語云、一家仁ナレハ一国仁ニ興リ、一家讓ナレハ一
国讓ニ興ル、其機斯ノ如シト。汝衆子広ク古今宇宙
ノ興廃ヲ鑑、冀クハ其子弟ヲシテ夙夜学事ニ懈^(おこた)ラサ
ラシメン事ヲ。

第一条

太政官告諭ノ趣ヲ奉体シ、文部省ノ規則ニ随ヒ、所謂
学問ハ身ヲ立ルノ財本ナレハ、邑ニ不学ノ戸ナク、家
ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期スベシ。

第二条

里中ノ人々ヲ説諭誘導シ、子弟就学ノ齡ニ至レハ速ニ
各里ノ学ニ入ラシムヘシ。

第三条

子弟已ニ就学ノ齡ニ至レトモ貧窮ニシテ自弁ヲ以テ入
学セシメ難キモノアラハ、区内富有ノ者トモヘ協議シ
助費方法相立、速ニ就学セシムヘシ。

年長ノ者トイヘトモ家業ノ余暇、夜学等ノ会期ヲ約シ、
一課ニテモ学習セシムヘシ。

第五条

同僚相約シ時々登校シ、教員ヲ慰メ生徒ヲ励シ、務メ
テ兩ツナカラ倦マサラシメン事ヲ注意スヘシ。

第六条

〔^学〕
 費舎破損スレハ之ヲ完全ニシ、不潔ナレハ之ヲ清爽ニシ、以テ生徒ノ健康ヲ害セス、生徒ヲシテ欣々登校スルノ志意ヲ起発セシムルヲ要ス。

第七条

書籍・器械欠乏ニ及ヘハ教育モ亦随テ欠ク。教育欠クレハ生徒進歩セサルノミナラス、徒ニ日月ヲ費シ遂ニ一生ヲ誤ルノ恐れアリ。彼良工モ鋸鑿鉞鉋ノ利益ヲシテ欠カシメハ、豈能ク巨材ヲ劉截シ宏屋ヲ構成スルヲ得ンヤ。況ヤ学問ニ用ユル書籍・器械ヲヤ。故ニ、務メテ茲ニ注意シ、常ニ欠乏ナカラシメン事ヲ要セヨ。

第八条

費舎營繕、書籍・器械購求等ノ時ニ当リ、若^シ金員不足ナレハ学区内ヘ協議、調達ノ方法ヲ立ヘシ。

第九条

毎月一回會議定日ヲ期シ、副戸長ヲ始メ一統学校ヘ集會シ、教育保護ノ諸事ヲ議スヘシ。

第十条

学資金積立或ハ学田等設置、永続・隆盛・保護ノ方法ヲ立ヘシ。

但、見込相立、衆議一決セハ早々上、決ヲ取ルヘシ。

第十一条

同僚数名ノ校ハ、一名三ヶ月交番、諸事ヲ担任スヘシ。

但、交番ニ臨ミ金錢出入ハ勿論、諸事明瞭ニ授取スヘシ。

第十二条

費舎營繕、或ハ転校若クハ区分ヲ換ル等ノ事体及教員ノ勉励・生徒ノ進歩ニ就キ伺願届^並学費金借入等ノ請申ハ、学区取締正副区長ト共ニ連印ヲ以テ進致スヘシ。

第十三条

校中入用物品買入ノ件ハ悉皆担任スヘシ。而シテ諸事副戸長ト協議シ、学区取締ヘ申告シ指授ヲ受クヘシ。

尤、里程遠隔ニテ候間ノ便ナク遅延ヲ得サルモノハ、代価一円以下ヲ限り支給ノ処分ヲナシ、月末毎ニ受取証書ヲ以テ学区取締ニ勘定書ヲ進ムヘシ。

第十四条

寄付金預リノ方法ハ学区取締正副区長ヘ示談シ、規則ニ照準シテ処分スヘシ。

第十五条

事ノ細大輕重ヲ選ハス、学区取締正副区長ト協議ノ上施設シ、専断ノ弊ナキヲ要ス。

(下略)

(明治六年カ)

(六) 学校設立補助金申請

『豊岡県史』

学校建築ニ付、文部省ヘ伺

昨年来、普学ノ儀ニ付、毎度御布達相成、夫々建設可致処、当管内ノ儀ハ山間ノ僻陬^(僻)ニ位シ文明世上ノ形勢ニ不通、加之窮立ノ者各村十居八九、遂ニ学門^(門)ノ何物タルヲ弁知スル者殆ト希、偶有志ノ徒モ其費用^(たまたま)ノ多キニ驚キ手ヲ措ク所ヲ知ラサルノ勢、到底建設ノ場合ニ難立至ト掛リ官員モ一層憤発百方説論相加ヘ、遂ニ此節ニ至リ追々興学ノ状態ニ推移候ヘ共、御規則ノ通り許多ノ学校急速迎モ弁スル所ニ無之、地形人情ヲ觀、適宜ニ処シテ戸籍区分ニ照シ、管内廿一大区百拾七小区、一大区ニ一小学ヲ置、幹校トナシ、一小区ニ支校ヲ置キ万事幹校ヨリ為取扱候様致シ、悉皆民費ヲ以、維持可致積リ、専ラ取調中ニテ、来六月中ヲ期シ尽ク相開候胸算ニ候ヘ共、先不取敢、別紙ノ通(別紙欠)開校及御届候。右校費用金ノ儀ハ追テ精算区分可申上候ヘ共、大凡八千円程拳金相成申候。就テハ前条申上候通大概窮立ノ者、衷志^(衷志)

ヲ以開校致候迄ニテ漸次盛大^(二)可立至見据^(三)モ無之ニ付、
格別ノ御詮議ヲ以、委托金御下渡相成候へハ猶又鼓
舞誘動ノ手柄ト相成、衆庶一同感発興起可致哉ト存
候間、右御旁委托金御下渡ノ儀相願候也。

明治六年五月廿五日

豊岡県権参事 大野右仲

文部省御中

〔文部省指令〕

願ノ趣、無余儀相聞候ニ付、当二月ヨリ十二月迄^(四)七
ヶ月分金額兩度ニ可相渡候条、学区並学区取締人名
等当年第五十九号布達ニ照準シ至急可申出候事

明治六年六月九日

(七) 支校仮規則

宝塚市・三宅隆治氏蔵

乍恐以書付御伺書

今般学校御普及ノ御仁慮ニ付、区内支校建設ノ義被
仰渡難有奉存候。依テ集議仕候処、何連追々幹校ノ
御規則ニ照準、改革可仕ハ勿論ノ儀ニ候へトモ、愚
民ノ陋習私塾ノ弊風ニテ御座候^(五)、俄ニ仕法嚴重相立
候テハ却テ盛大ノ場合ニ至リ兼候哉ト存込候間、一
時諸事従来ノ私塾ヲ打襄ノ略法設置、漸々御規則ノ
通改革仕度、即今仮規則ノ見込別紙ニ奉申上候。以
上

明治六年七月九日 第一大区

支校仮規則

- 一 同廿錢 是、永二匁 下等
- 一 無月謝 下々等

(八) 奈佐小学校記

田中彦右衛門「簡齋日記」日高町・山本良英氏藏

(明治八年十月)
一日 朝ヨリ雨天

奈佐校試験検査二付、学務掛佐川儀右衛門・木下弥八良並拙、戸長二付、同席ノ事

但、生徒七級十三人・八級六人、都合十九也。

○学校仮場所宮井村光雲寺ニ於テ試験無滞、皆卒業書頂戴ス。

○教員八元出石藩士族堀田恒殿、此人明治六年ヨリ雇入、此度退校致度由被申出候事

○仮席光雲寺潮コウ会被勤候二付(空白) 渡、尚当時仮場

所最寄八ヶ村談事ノ事

○学校新建ノ事

右二付、先普請出来迄当分処、野垣村庵並宮井村庵兩

所ニテ相勤候決議、新建位置ハ大谷村氏神白藤社付畑

道ヨリ上エノ分、六尺竿ニテ八畝付、元無税地ノ事故、

無代金ニテ御下ケ渡シニ相成候様、御県庁へ願達シ決

議、且亦普請ニ付、一ヶ村ヨリ世話人一員ツ、其内

重世話福成寺村小山市良兵衛・吉井村小谷佐太郎・岩

井村今井清兵衛三人、入札ニテ決定、右決議。

光雲寺ニテ試験、後席ニテ学務掛り並戸長田中、外ニ

栃江・岩井・宮井・庄・吉井・野垣・大谷・福成寺

八ヶ村用掛り惣代人出席會議決定也。

右會議濟一日夜九時、佐川・木下・田中外佐川僕一人

支度、夫ヨリ引取、拙義豊岡詰所ニ出ル、同十一時前

ニ成ル。

(九) 夜学仮規則

伊地智浅江氏蔵

豊岡県小学夜学仮規則

乙第廿五号

正副区長

学区取締

戸長

用掛

夜学生徒仮規則今般別冊ノ通相定候条、子弟其期ヲ誤ラズ勉学進歩候様可致、此旨可及告示者也。

明治九年二月十七日

豊岡県権令 三吉周亮

夫レ夜学ノ設アルハ、学齡外ノ生徒ニシテ学ハント欲スルニ其地ナク、踏マント欲スルニ其則ナク、前途方

向ニ迷フノ子弟ヲシテ天賦ノ榮ヲ終ヘシメント欲ス。百般朝意ノ厚キ所以ヲ体セヨ。今、其則ヲ掲クル事、概略左ノ如シ。

夜学仮規則

第一条

一 教則ハ別表ノ学課ニ從ヒ(ほし)縦マ、ニ教授スヘカラス。

第二条

一 入校生徒ハ、年齢就学外ノ男子ニシテ、昼間小学ニ入り修業シ能ハサル者トス。

但シ、学齡内ト雖トモ、便宜上校ヲ許スモ妨ケナシ。

第三条

一 在学期限ニケ年、毎級六ヶ月間ノ修業トス。最モ、学術ノ進歩優等ナル者ハ其期ヲ待タスシテ速ニ卒業セシムルヲ要スベシ。

第四条

一 修業時間ハ四時。昼夜ノ長短ニヨリ其伸縮ハ各地ノ適宜タリト雖トモ、大抵三時間ト定ムベシ。

第五条

一 校内ニ於テハ、貴賤長幼ヲ問ハズ、学業ノ階級ニ

ヨリテ坐次ヲ定ムベシ。

第六条

一 卒業試験ハ正則小学試験法ニ従準シ、及第ノ者ハ

左ノ証書(函、略)ヲ与ヘテ進級セシム。

第七条

豊岡県小学夜学課業表(作表)

物 時 読	第一級	第二級	第三級	第四級
	西史攬要 卷三 勸善訓蒙 卷三・四 民権大意 卷一・二 経済小学 卷一・二 違式註違	兵学寮 卷三・四 日本略史 卷三 万国地誌略 卷三 西史攬要 卷一・二 勸善訓蒙 卷一・二	小学読本 卷五 日本地理小誌 卷三 兵学寮 卷一・二 日本略史 卷一・二 万国地誌略 卷一・二	小学入門 卷三・四 同 読本 卷三・四 日本地理小誌 卷一・二

一 第八級読物中、小学入門ヲ加入スル者ハ、強テ各

生ヲシテ素読セシムルヲ要セスト雖モ、五十音始メ単語・連語・形体・色図等、予シメ是ヲ熟知セスンハ毎級授業ノ時ニ及ヒテ障碍アルヲ以テナリ。

第八条

一 算術ハ和算・洋算両様共ニ修業セシムルヲ要ス。

第九条

一 口授ハ毎級其授クベキ書籍ニヨリ、傍ラ既ニ経過

シ来リシ書中ノ事ヲ引き、是ヲ談示スベシ。

(1) 校舍新築願

四十五号

位置 第一大区三小区但馬国城崎郡野田町三百九十
二番ノ内

(1) 小田井学校

大石久子氏蔵

第二十四番中学区
第七番至八番

小学小田井学校

学第四百九十六号

公学新築願

五月十八日受

〔毎課卒業ヲ六ヶ月トナシ全課ヲ二ケ年間ノ修業トナス。〕

授 口 二十分時	文字 作 習 隔夜五十分時		術 算 五十分時	
	經濟及交濟談 ^(應)	草書	公用文・私用文	重利法 開平法 開立法 求積
化学博物談	草書	請取・証券類	單比例 合率比例 按通比例 雜比例	
理学及生理養生談	行書	單語題	諸小分 等數數	
修身談	楷書	小学入門 同讀本 書取	加減乘除	加乘除算九々

同一小区
新屋敷
澆田清兵衛
富田仙助
持地

校地 貳百貳拾五坪

但シ、明治九年四月十九日借地

学校新築

但シ、二層造總建坪四拾坪

費金

金六百四円六拾錢
建築費
但、瓦屋根葺揚共

計 金六百四円六拾錢

出金仕訳

金六百四円六拾錢
学区内二百七十九戸一時拠出
平均一戸二百十七錢五厘
(二〇シ)(二〇)

実施拠出ノ方法、貧富応五等区別ス。

金百四拾五円六拾錢
但シ、老等二十八戸
平均五円二十錢

金百四拾四円四拾錢
但シ、二等三十八戸
平均三円八十錢

金百拾四円四拾錢
但シ、三等四十四戸
平均二円六十錢

金百貳拾九円六拾錢
但シ、四等八十戸
平均壹円六十錢

金七拾四円四拾錢
但シ、五等八十八戸
平均八十錢

先般、右ノ通新築仕度ニ付奉伺、四月二十八日御達ノ趣モ有之、猶又一同及熟議ニ候処、先達相伺候後、已ニ敷地等ニモ着手仕候次第、推テ相伺候モ恐縮ノ至ニ候ヘ共、何卒御採用被下度、此段奉伺候也。

明治九年五月十八日

小田井町 森垣長治郎

一日市村 佐伯 昌造

六地藏村 河本嘉左衛門

副戸長 佐伯五郎兵衛

副戸長 古村 宗左

三小区 副田喜兵衛

一小区 喜多村 協

学区取締 中西 龍見

区 長 沼野 秀正

豊岡県権令 三吉周亮殿代理

豊岡県権参事 大野右仲殿

「伺ノ趣聞届候事

明治九年五月二十三日

豊岡県権令 三吉周亮代理

豊岡県権参事 大野右仲

(2) 授業料改訂伺

伺

本校授業料ノ義ハ従来一人ニ付、六銭二厘五毛ニシテ
二人以上出校スルモノハ半額ヲ減シ徴集致来候処、右
ハ派数^(種)ヲ生ジ甚ダ不都合ニ候条、今三月ヨリ左ノ通改
正仕度、此段相伺候也。

一 一戸一人出校スルモノハ、一ヶ月授業料金六銭
ヲ徴集ス。

一 一戸二人以上出校スルモノハ、二人目ヨリハ半
額即チ三銭宛徴集ス。

一 届ナクシテ一ヶ月以上休業スルモノハ、仮令一

日モ出校セサルモ亦右ニ準ジ徴集ス。

一 届済ノ上、休業スルモノハ其月十五日前後ヲ以
テ半額ヲ徴集ス。

小田井学校世話掛 森垣長二郎

小田井学校教員 清水 寛

明治十一年三月一日

学区取締

御中

「承届候事

明治十一年

一大区学区取締

(3) 学 校 表

丙号
明治十三年 兵庫県但馬国城崎郡小田井学校表

小田井学校		名称
普通学		学科
田井町	豊岡小	位置
但馬国	城崎郡	位置
明治九年	十一月十日	設立年
九十六	日二百八	全学期 年数 年中開校 規定日数

人五	男	教員数
人一	女	
人六十一	男	生徒数
人四十七	女	
人壹	男	卒業 生徒数
人三	女	
十三円	円錢厘	補助金 配付額
七十四錢	四厘	
尾河春之助		首座教員 姓名

○「補助金」は文部省補助金
 ○欄外に「高階幸造・大石梁造・稻葉定造」の教員名が記載
 されている。

(4) 学事統計・出納表(作表)

(次ページ)

(5) 廃校願

発願校願

第壹番学区

小田井小学校

右ハ明治十八年七月一日、暴風雨大洪水ノ為建家并ニ
 器械ニ至ル迄不残流失仕候ニ付テハ、生徒へ教育難相
 成、当今学校新築ノ見込モ無之ニ付、区内協議ノ上発校
 ノ熟議相調、尤小田井町ハ豊岡校へ合併願度、六地藏
 村・一日市村ハ田結校へ合併願度候間、前条御洞察ノ
 上発校御聞濟相成度、依之戸長奥印ヲ願、連署ヲ以此
 段奉願上候也。

五 学校教育と社会教育

(4) 学事統計・出納表

明治12年兵庫県但馬国城崎郡小田井学校学事統計并出納表〈作表〉

統計表

町村 組合 人口	男	674人	学 齡 人 員	男	90人	学 齡	就 学	男	61人	不 就 学	男	29人
	女	675		女	86			女	47	女	39	
	全数	1,349		全数	176			全	108	全	68	

6 未 就 学 徒	男	6人	滿14歲 以上 就学 徒	男		学 務 委 員	3人	村町名 人 員	小田井町	730人
	女	6		女					六地藏村	217
	全数	12		全数					一日市村	402

教 員	男	1人	教 員 補 助	男	4人	組 合 町 村 数	3	日 々 出 席 生 徒 平 均 数	101人
	女			女		同 戸 口 数	298戸	人 口 100 人 中 就 学 徒 比 例 数	8人

出納表

納 入 部	前年ヨリ越額	円 銭 厘 毛 57・48・5・3	生徒受業料	51・54・・	文部省補助金	13・74・4・
	協議集金	298・44・・	積金利子	・・・	其他諸入金	・・・
	有志寄付金	・・・	地方税	30・66・・	總計	451・86・9・3

出 入 部	教員俸給	223・・・	書籍器械費	13・3・1・	諸雑費	19・6・3・
	諸俸給	48・・・	營繕費	14・40・5・	總計	329・99・9・ (330)
	学校借家費	・・・	薪炭油費	13・50・・	出納差(剰余)	121・87・0・3 (120)

所有品及と学資寄付総計表

所 有 品 高 ノ 部	学校家屋概価	915・・・	学校書籍価	25・87・・	總計	1063・73・3・
	学校構内地価	5・52・6・	学校器械価	94・・・	前 年 比 較	増 13・9・4・
	学校付属地価	23・38・7・	学校積金額	・・・		減 ・・・

学 資 寄 付 ノ 部	金	高	器	械	寄 付 人 員
	地	面	書	籍	
	家	屋	雜	品	

小田井町学務委員

明治十八年八月

一日市村同断

六地藏村同断

城崎・美含郡長 久保田周輔殿

(二) 試 業

(1) 小学試業法

大阪市・奥座良太郎氏蔵

甲第七拾一号

公立小学生徒試業法別冊の通相定候条、此旨布達候事

但、是迄の布達指令等別冊に矛盾するものは総て取

消の儀と可相心得事

明治十年五月七日

兵庫県権令 森岡昌純

(表紙)

甲第七拾壹号別冊

兵庫 県 下 上 等 小 学 試 業 法

兵庫 県 下 上 等 小 学 試 業 法

第一 条

試業を區別して月次・定期・全科の三種とす。月次は毎月尾之をなし級中の坐次を昇降し、定期は毎歲兩度九月之を為して各其等級を定め、全科は上下等第一級卒業の後、之を執行するものとす。

第二 条

月次試業は各校教員限り後款定期の様法を参酌して之を行ひ、時としては区長正副区長以下・学区取締訓導各郡或は大區・小学校掛校長・保護人等の監臨を要すへ在勤のもの以下、做之

し。

但、參觀を乞ふ者あらは之を許す可し。

第三条

試験は一科二題乃至五題を限とし、其採点の法は毎級毎科十点とし毎試必ず採点表第壹号表面に准ず可し。以下、倣之を製して之を掲示し、其点数に拠り一級中の坐次を定め、且同表は定期後照の爲め供へ置くへし。

第四条

定期試験は近隣の学区相合し、学区取締区長及び訓導各郡或は大区・小学校掛等之に(のぞ)、甲校の生徒は乙校の教員試業者及び採点者各二人以上を定員とすに委し、乙校は又甲校に任し、交互補助して之を行ふ可し。

但、期日は予め学区内に通知し縦覧を許可す可し。

第五条

学区取締及び区長各一・訓導各郡或は大区は採点其他の監督に任し、且訓導は時あつては試験を補助すべく、

小学校掛は諸般の雑務を分担・調理するものとす。

第六条

試験の様法は、毎級の読物及び七級以下の問答は試場壹箇・溜場式箇を隔置し、甲の溜所より一の生徒を呼出し其業を試、了れば之を乙の溜所に入れ、逐次交代せしめて之を試査すへし。

但、都合によりては数名を列ね、各其試験を異にし同時に之を試むるも其適宜に任すへし。

第七条

毎級の読物、并に七級以下の問答を除く外、各科同級の生徒を同時に試験し、同題を与えて之を筆答せしむ可し。

第八条

試験は概ね監臨の者より何の書を読み、何の篇を講し、何の章に就き其義を問ひ、何の題を出して其答を為さしむる等、之を選定して教員に授付するものとす。

第九条

読物の試題は毎級科書に就き各一箇所を選び、其読ましむる多少は等級と試処の難易とにより増減なき能はずと雖ども、大約多きも半枚に上らず、少きも二行下等八級の如きに下る可らず。而して、其採点の如きは此限にあらす

二十五点を定数とし、読法正しく講述明かにして一の誤謬なきを之に充て、素読にて一字を誤まるものは一点を減し、講述にて一義を失するときには二点を減す可し。

第十条

習字は毎級習字本より字数を酌定して之を与へ、筆意戻らず字画正且巧なるを極点十五とし、以下巧拙に応じて点数を定むるものとす。

第十一条

算術は一題二点とし、毎級八題を与へて答式共に正なるものを全点とし答数正なりと雖ども算式正ならず、

式正なりと雖ども答不正なる者は并に一点を減す可し。

第十二条

問答及び語記書取は毎級五題を課し、一題三点と定め書取は字句誤脱せず、問答は応答誤謬なく事理明瞭なるを全点とし、以下斟酌して之を逡減す可し。

第十三条

作文は毎級二題を付与し、一題七点或は八点を極とし、立意新巧に行文条暢なる者に極点を与へ、以下は其優劣に拠り採点を定む可し。

第十四条

画法は毎級三題・毎題五点となし、筆能く運び形能く成る者を最点とし、以下巧拙を以て其点数を酌定す可し。

第十五条

幾何・記簿の点数は一題三点或は四点を度とし、各三題を授け、幾何は答式の正否、記簿は記法の精粗に憑

りて之を増減するものとす。

第十六条

定期の採点法に限り各級毎科の点数に月次採点表に就其各課の和を毎生受試の回平均の点数を加へて之を総点とし、其数を以て之を除し
総点十分の九以上を得るを優等とし、定期・月次の両試に於て孰れも総数二分の一以上を得る者を及第、以下を落第とすへし。

第十七条

月次の点数二分の一以下なるも猶三分の一以上にして本試に三分の二以上の点を得る者及本試の点数二分の一以下なるも猶三分の一以上にして月試に三分の二以上の点数を得たる者は、共に之を及第とす。然れとも両試一科の点数五分の一に下る者は并に之を落第とす。但、一科の点数五分の一に下るも猶無点に至らずして定期点数の五分の四以上を得るものは之を及第とす可し。

第十八条

落第のものは猶同級に留め復習せしむへし。尤も六月を須(ま)たす習熟の者及び学術衆に勝れ昇級の目途ある者は、教員の見込を以て仮に上級を授け、後期に至り并に其試業を行ふ可し。

第十九条

毎試採点及び賞与表各二面第三号書式に倣ふを製し、一は学区取締を経て之を学務課に出し、一は其校に留置き且其及第の者に免状第二号・優等の者に褒賞を与ふるは学区取締に於て之を奉行す可し。

但、優等と雖とも再試に係る分は賞与せざるものとす。

第二十条

賞品は臨時官賜の分を除く外、(おむ)率ね一階上級の科書に就き冊数少きものは一部、多きものは一冊を取り、表紙又は巻首に賞与の証印第四号の印章を捺して之を付

与す可し。

第廿一条

全科卒業の試験は県令書記官又は学務官吏臨校の上、之を行ふものとす。其様法の如きは大約定期に准すと雖ども題数及点数等に至つては是か区別を為さざるを得ず。故に今其定数を示す、左の如し。

八級乃至一級の内にて三十題を選び与へ一題二点とす。

一 暗記 六拾点

問答と同じく三十題を課し一題二点とす。

一 書取 廿五点

五題を与へ一題五点とす。

一 作文 三拾点

記事・書牘文各一題を課し毎題十五点とす。

一 画法 三拾点

三題を与へ一題十点とす。

一 幾何 二拾点

五題を与へ一題四点とす。

一 記簿 二拾点

三題を与へ一題六点或は七点とす。

第廿二条

総点数の十分の九以上を得る者を優等とし、二分の一

一 問答 六拾点

八級より一級迄の内にて適宜に題を選び廿五題を課し一題二点とす。

一 算術 五拾点

楷・行・草の三体にて十字乃至十五字を書せしめ各体十点とす。

一 習字 三拾点

八級より一級迄の内にて五ヶ処を選び講読せしめ各処十点とす。

一 読物 五拾点

以上を得る者は及第、以下は落第とす。

第廿三条

一科中の点数五分の一に下る者は総点数二分の一を得ると否とを問わす^(すべ)。渾て之を落第とす。

但、落第の者は尚六ヶ月間復習せしめ後期に至り再試験を行ふ可し。

第廿四条

試験後採点表を製して之を掲示す可く、尤も及第の生徒に免状を与ふるは県官に於て之を行ふ可し。

第廿五条

上下等第一級卒業の生徒あるときは、第五号書式に倣ひ各大区或は各郡取纏め卒業の翌月卅日を限り試験願出つ可し。

(各号雛形・書式、略)

(2) 合同試験

「湯島校日誌」明治十六年十二月十四日

本日、当校に於て初等科全科卒業試験、本校及び瀬戸・津居山・氣比・楽々浦の各科合併執行す。試験委員として氣比校教員小野塚俊夫及び楽々浦校教員佐伯三郎太夫来校試験せられたり。監督者本郡書記・掌務担任西山員幹氏なり。

(3) 卒業・落第

豊岡小学校「沿革誌」明治十九年五月十二日

本日、第一番区高・中・初等科卒業生へ卒業証書授与式を挙行す。本校卒業生、高等生一名・中等生二十名・初等生五十一名。他校卒業生、中等生一名・初等生五

十五名。式後、落第生一同修身講堂に於て校長より懇々

説諭せらる。

(三) 御真影拝賀式・運動会案内

「豊田区文書」 豊岡市蔵

〈参考〉

明治15年11月・引野校月次試験結果

学 級	受験生	及 第	落 第	欠 席	
初 等	6	9	6	1	2
	5	8	6	1	1
	4	8	6	2	0
	3	9	1	* 7	1
	2	5	4	1	0
1	5	5	0	0	
中 等	6	1	1	0	0
	5	2	2	0	0
計	47	16	12	4	

注.*印の場合、特別事情があったと見られるが詳細は不明。
 (「水島家文書」による)

明治18年5月・城崎郡第二番連合卒業試験結果

学 校 名	受 験 生			及第	落第	欠席
	中等	初等	計			
湯 島 校	2	9	11	9	0	2
簸 磯 校	0	2	11	1	1	0
楽々浦校	0	2	2	1	0	1
瀬 戸 校	1	3	4	3	1	0
気 比 校	2	9	11	8	3	0
計	5	25	30	22	5	3

(『城崎小学校百年史』による)

明治22年3月・豊岡尋常小学校定期卒業両試験結果

学 年	在籍数	受験数	及第	落第	欠席
1	112	101	94	7	11
2	84	76	62	14	8
3	118	111	80	31	7
4	110	101	91	10	9
計	424	389	321	62	35

(『豊岡小学校八十八年史』による)

来三日天長節二付、午前九時ヨリ 両陛下御真影拝賀

式（兩校各別） 挙行、終テ祝意ヲ表スル為、引続当兩校合同教育品展覽会 并ニ生徒運動競技会相催候間、万障御繰合必御参列相成度、此段及御案内候也。

追テ運動競技会ニ限り当日雨天ナラハ翌四日午前九時ヨリ挙行ノ筈ニ候間、御了知可被下候。以上

明治廿七年

十一月一日

豊岡高等小学校

豊岡尋常小学校

豊田町管理者殿

○

豊岡高等・尋常小学校運動会

廿七年天長節高等・尋常合併運動会順序

午前十時開会

- 第一 唱歌・君が代の曲 生徒一同
- 第二 二人三脚 尋三年男
- 第三 松笠拾 高一・二年女

- 第四 つな引 尋一年男
- 第五 速成兵隊 高三年男
- 第六 かるた拾 尋二年女
- 第七 雞追 高一男

正午休憩 午後一時開会

- 第八 遊戯 女生徒一同
- 第九 棍棒取 高二男
- 第十 盲目旗取 尋一年女
- 第十一 擬日清 同二年男
- 第十二 豆囊渡 高女生一同
- 第十三 障害物飛越 尋四年男
- 第十四 つな引 男生徒一同
- 第十五 計算旗取 尋三年女
- 第十六 競走 高四年男
- 第十七 旅行遊 尋四年女
- 第十八 盲目使ひ 高二男

第十九 馬隊競走 尋男生有志

第二十 球あつめ 高一年男

第廿一 手毬競争 尋女生有志

第廿二 大球きそひ 高三・四年男

第廿三 なんきん落し 尋男一同

第廿四 討 清 男生一同

第廿五 軍歌・敵は幾万の曲 生徒一同

以上、午後四時閉会

豊岡高等尋常小学校

十一月三日雨天ならば翌四日挙行

(三) 授 業 料

(1) 豊岡高等尋常小学校授業料

「豊田區文書」豊岡市蔵

豊庶第一一二号

授業料 等級	同月額	町 税 等 級
壹 等	貳拾錢	自壹等 至十三等
貳 等	拾六錢	自拾四等 至十八等
三 等	拾三錢	自十九等 至廿七等
四 等	拾 錢	自廿八等 至三十五等
五 等	五 錢	自三十六等 至四十等

豊岡高等及尋常小学校生徒授業料納付方ノ儀、学区会ノ議決ニ依リ明治廿四年度、即チ本月ヨリ別紙ノ通り執行致候間、乍御手数各父兄へ無洩御通知ヲ煩ハシ度、及御依頼候也。

明治廿四年四月廿二日 豊岡町役場

一、高等・尋常共授業料年額ヲ十一期二分チ、壹ケ月分ツ、毎月納付スルモノトス。

一、尋常小学校授業料ハ左ノ如ク等級ヲ付ス。

但、高等小学校授業料従前ノ儘ニテ、納付方ハ

一項ニ記載ノ通り。

一、各生徒ニ授業料納付証(即チ通ヒナリ)ヲ学校ニテ相

渡シ、其納付証ニ依リ毎月五日マテニ其学校ニ

納ムルモノトス。

一、廿四年四月分ニ限り本月三十日迄ニ納ムルモノト

ス。

一、授業料納付証ハ目今取調中ニ付、不日学校ニ於テ

各生徒ニ直接相渡スモノトス。

(2) 豊岡小学校授業料徴収規程

豊岡市蔵

議第四号

豊岡小学校授業料徴収規程

第一条 小学校ノ授業料ハ児童一人ニ付、一ヶ月金三

拾錢トス。

但、尋常科ニ在テハ徴収セサルモノトス。

第二条 授業料ハ児童ノ保護者其責ニ任スルモノトス。

第三条 児童ノ病氣其他止ヲ得サル事故アリテ出席セ

サル事全月ニ及フトキハ授業料ヲ免除ス。

第四条 一家ノ児童同時ニ数名出席スルトキハ其一人

ハ全額、他ハ半額ヲ徴収スル。

第五条 授業料ノ納期ハ毎月一日ヨリ十日迄トシ、納

期後入学ノ者ハ入学後五日以内ニ納付スルモノトス。

但、数月分ヲ前納スルコトヲ得。

第六条 本規程ハ監督官庁ノ許可ヲ得、明治三十四年

四月一日ヨリ施行ス。

明治三十四年三月七日再提出

同 年同月同日決議

豊岡町長 原 庄七

2 大正・昭和の小学校

(一) 校地決定紛争

『城崎郡役所事績』

第七章 教育

(中略)

第三節 小学校教育

(中略)

六、小学校ニ関スル紛擾

郡内ニ於ケル小学校ニ関スル紛擾ハ其ノ数少カラズ、主トシテ其ノ位置ニ因スルモノニシテ其大半ニ亘リテ多少ノ波瀾アリ。今其ノ最モ著シキモノヲ摘書ス。

(中略)

① 港村港東尋常高等小学校校地移転ニ関スル紛擾顛末

①原因 大正十四年五月ノ大震災ニテ港東校ハ殆ド使用ニ堪ヘザル程度ニ大破シタルト児童増加ノタメ狹隘ヲ告ゲ、仮教室ヲ要スルノ状況ナルヲ以テ、之ガ改増築ヲ為ス必要迫リ、現在ノ校地ハ低地ニテ侵水浸水ノ虞アルト地域狹隘ニシテ十分ニ校地ヲトルヲ得ザルニ依リ、氣比天神浜ニ移転セントスルニアリ。

②紛擾状況 港東校下三原・畑上部落ハ通学上約〇・六料遠クナルノ理由ヲ以テ之ニ反対シ、容易ニ議纏ラズ、依テ岸原郡視学度々出張、調査懇談シ、各部落ヨリ二名宛ノ委員ヲ出サシメ之ト専ラ折衝ヲ重ね、全然無条件ニテ視学ニ一任スルコトナリ、而シテ視学ハ天神浜ヲ校地トシテ最適当ナル処ナリト認め之ニ移転セシメ、三原・畑上ニ対シテハ村ヨリ三千円ヲ道路修繕費トシテ提供スルコトニ定メ、之ニテ協議纏メタル所、三原・畑上兩部落ヨリ更ニ又反対

ヲ称へ再破談トナリタリ。斯クテ荏苒、延期、遂ニ
村会ニ於テ移転地購入ノ決議ヲナスコト、ナリ議論
百出、一票ノ差ニテ可決確定セリ。之ヲ見タル三原・
畑上ハ大正十五年二月五日・六日ノ二日間児童ヲ同
盟休校セシムル等反対ノ氣勢ヲ拵ゲ、其ノ後村有志
ノ調停中ナルモ未タ纏マラズシテ今日ニ至レルモノ
ナリ。

(二) 戦時下の国民学校

(1) 勤労働員の日々

豊岡第一国民学校「学校沿革誌」

(昭和十九年)

四月二十二日 決戦下ノ教育ヲ語ル座談会。代議士

佐々井一晁氏ヲ囲ンデ。

六月一日 城崎郡職員師魂鍊成会第一班豊岡班、円山

川川敷開墾作業

六月十九日 田植作業。全職員・高等科児童、立野水

田ニテ。

六月二十九日 戦時要養護児童調査(食糧事情)

七月六日 戦時特別滑空訓練入所式。本校講堂ニ於テ

午後一時。本校児童三名参加

七月二十三日 必勝増産奨励ノ主旨ヲ以テ兵庫県知事

ヨリ交付ノ必勝車幟目録伝達式ヲ行フ。北但三郡全

国民学校へ。

八月三日 滑空訓練終了式

八月十九日 初四以上男女全児童勤労働員。薪運搬実

施

八月二十三日 草刈作業実施。初四以上全児童。

八月二十六日 浜山国民学校疎開児童、零時四十八分

豊岡駅着。

九月一日 第二学期始業式。豊岡高女臨教生実習開始。

職員会、防空防護ニツイテ。

九月二日 集団疎開児童歓迎会

九月二十日 航空日。模型滑空機・飛行機飛翔大会

九月二十五日 待避壕構築作業開始

十月二日 水田収穫ノ小麦、初一ヨリ給食開始ス。

十月十五日 氏神祭礼。初三以上ノ男生、戦意昂揚山

車行進ヲナシ、其ノ他ノ児童ハ神社参拜ス。

十一月五日 第一日曜授業日。警戒警報発令、空襲警

報発令サル。

十一月十一日 校庭耕地化作業ヲ開始ス。

十一月十八日 勤労学童感謝激励会ニ代表三名出席シ、

兵庫県ヨリ慰問品パン引換券一枚二二一四個贈呈ヲ

受ク。

十一月二十五日 必勝車ヲ受け取ル。新穀感謝祭ヲ行

フ。

十二月十四日 義士会。正福寺大石理玖子夫人ノ墓へ

全児童参詣ス。

十二月十五日 職員ノ防空防護ノ係ヲ編成ス。警戒警

報発令午前九時五十分。児童ヲ下校退避セシム。午

前十一時解除

十二月二十五日 学校報国隊出動令書ヲ受理ス。

(高等科二年)
高二男十五名、豊岡駅構内へ。

十二月二十八日 学校報国隊出動令書受理ス。高二女

四十名、八鹿被服工業有限公司社豊岡分工場へ。

(昭和二十年)

一月七日 学校報国隊出動令書ヲ受理ス。高二男一名、

一月十日神戸市・船舶運営会へ。

一月九日 警戒警報発令、十三時十一分。空襲警報発

令、十三時二十七分。直チニ下校退避。十五時十五

分解除

一月十三日 城崎郡教育会解散式ヲ行ヒ、改メテ大日

本教育会兵庫支部城崎郡分会結成式挙行サル。

一月十六日 臨時国民学校教員養成所教育実習生総員

五十名ノ指導ヲ開始ス。

一月十九日 勤労働員、薪運ビ除雪作業ヲ開始ス。

一月二十六日 法花寺竈山ニ於テ製炭作業ヲ開始ス。

二月二十一日 動員下令。兵庫県北但地方事務所督学

室ヨリ豊岡駅構内除雪作業ニ勤勞奉仕ス。

二月二十三日 午後七時過、B二十九初来襲(当地に)

三月十七日 校舎転用許可受理。三菱電機伊丹製作所

豊岡第一校校舎二四〇坪転用申出ニ対シ決定サル。

三月十九日 艦載機「グラマン」ノ襲来頻繁ニ対シ学

校長ヲ中心ニ防護対策研究会ヲ開ク。

(2) 合併・二部授業

港西国民学校「沿革誌」

(昭和十九年)

四月十日 爾今、運動場・日和山・小島・氣比浜ノ開

墾作業ヲナシ、約八反歩ニ及ブ。

四月十三日 爾今、毎月八日ノ大詔奉戴日、(戦病死者の子、)
普ノ子

出動軍人・徴用士(父)子弟二校長面接ヲナス。

五月八日 新校舎建築地鎮祭ヲ行フ。

六月廿二日 新築校舎石場搗キ開始。

七月三日 薪炭運搬。爾今、城崎駅間、畑上・氣比渡

船場間ヲ村及学校割当供出量ノ運搬ヲ数回ニ亘リ行

フ。

七月十八日 保護者会ヲ開催ス。

八月廿六日 神戸市林田区神楽校疎開児童約二百名来

村。出迎へ及荷物搬入ノ手伝ヲ行フ。

十一月廿一日 炭焼がま校舎山側(運動場西)ニ竣成

シ、製炭ヲ行フ。

十一月廿四日「必勝車」成田知事ヨリ交付。

十二月四日 学校冬季暖房用ノ薪造成作業ヲ約二週

間ニ亘リ行フ（小島ノ山）。

（昭和二十年）

一月四日 教員不足ノタメ初一・二合併、初三男女ヲ

二部授業。幼稚園ヲバラックヨリ元理科室へ移動、

裁縫室ヲ兼ヌ。

一月十日 通年動員海員養成所へ高二・十一名人所。

神戸市へ。

二月六日 城崎・港間県道除雪作業ヲ約十回、初三以

上従事ス。

二月十一日 校舎屋根ノ除雪ヲナス。

二月十五日 皇后陛下御下賜品伝達式ヲ挙行ス（神楽

校疎開児ニ御下賜アラセラル）。

二月十九日 農兵隊員トシテ高二（一名）多紀郡城北

校へ出発。

二月二十三日 午後七時三十分頃、敵機B29来襲。被

害ナシ。

三月十七日 昨年十二月上旬以来降雪多ク、一時積雪

六尺ニ及ビ、以来本日迄降雨雪ノタメ終会ヲ校庭ニ

テ本日行フ。

○戦局熾烈ヲ加へ、例年ノ秋季体錬会・武道大会・

村民体育会中止。三校競技会・郡水上競泳大会・

学童体育会モ中止。

（中略）

八月六日 空襲熾烈ヲ加へ来リシニヨリ奉安殿ノ位置

危険ニツキ御真影ヲ港東校ニ奉遷セリ。

八月十五日 正午、天皇陛下ポツダム宣言受諾ノ放送

アリ。「事茲ニ至ルト雖モ無念ヤル方ナシ」

八月十七日 午前八時ヨリ敗戦ノ詔書奉読式。職員・

生徒皆泣キテ君ケ代ヲ歌ヒ得ス。今日以後、力ヲ失

ヒテ八月中休業トス。

九月廿日 御真影ヲ奉迎ス（港東校ヨリ）。

九月廿八日 本日ヨリ学校用木炭焼ニ掛ル。

十月十八日 初四以上薪運搬。城崎マデ本日ヨリ二十

八日二八千七百四十二束ヲ運搬ス。

十月廿九日 神楽校児童婦神スルニ就キ午前八時ヨリ

送別式挙行。

十一月三日 進駐軍ヨリ武器・武道具ノ廃棄ヲ命ゼラ

レタルニヨリ本日、防具・木刀・薙刀ヲ切ル。

十一月五日 午後三時四十五分、進駐軍来校。武器・

武道具ノ引渡ヲナス。胴・籠手ハ彼等自身ニテ焼却

セリ。

十二月十二日 神楽校児童ノ便所ヲ貫ヒ受ケ、職員・

児童ニテ畜舎ヲ建ツ。

十二月廿一日 吉田村長、戦死者・未復員者ノ子弟ヲ

慰問サレ罐詰一ケ宛与ヘラル。

十二月廿二日 午前十時半、進駐軍学校取調べニ来校。

次ノモノヲ調査ス。講堂・荷物・職員室・郷土室・

各教室。取り去ルモノ、戦死者ノ写真・日露戦争ノ

写真帖。以上は焼却。軍艦模型：持帰ル。

一月廿日 城崎マデノ道路、雪除ケ作業。

二月三日 敗戦後、種々ノ関係アリタルニヤ、御真影

ヲ奉還シ奉レトノコトナルニヨリ本日奉還式ヲ行ヒ、

即日奉還ス。

(下略)

(3) 団栗供出

豊岡第一国民学校「学校沿革誌」

昭和二十年度主要行事

一学期

○年度始ノ職員会ニ於テ本年度決戦教育態勢ノ確立ヲ

図リタリ。

○既定方針ニ基キ学年相応ニ食糧増産薪炭ノ生産及之

ガ運搬ニ挺身セリ。生産セル割木四二五〇束・荊二(おどろ)
五〇〇束・刈草一万二千貫也。

○校舎転用学校工場化ノ線ニ添(マ)ヒ、四月始ヨリ西北校舎(低学年校舎)ハ三菱電機ノ玄武工場ト化シ、為(初等科三年)
二初三以下ハ午前・午後ノ二部授業ヲ実施ス。

○五月始ヨリ初四・初五・初六ノ三学年児童中、各学年ヨリ約三十名宛選定シ、特別科学教育学級ヲ編成シ、之ガ特別指導ニ当ル。

○戦時教育令公布ニ従ヒ学徒ハ挺身大団難ニ当ルコトトナリ高学年児童、特ニ高等科ニ一層軍事教育ノ徹底ヲ図リテ、精神・言語・態度、其ノ他通信法等ノ指導ニカム。

本月二十二日晴天、円山川滑空場ニ於テ豊岡第一国民学校学徒隊結成式ヲ挙グ。

○七月二十四日、敵機ノ来襲愈々頻繁トナル情報ニ応ジ直ニ児童ノ退避・職員ノ学校防衛等ヲ愈々強化シ、

又白色ノ衣裳ハ機上ヨリ発見サレ易キ理由ヨリ職員・児童ノ白色シャツ全部染色ス。

○校舎空爆ノ危険ヲ切ニ感ズル様ニナリ。初四以下ノ全児童ヲ幼稚園・寺院等十数ヶ所、町内ニ分散サセ此所ニテ臨時ニ授業スルコト、ナシ、八月一日ヨリ終戦マデ実施ス。

○七月二十六日、学校重要物品ノ奈佐村、其他方面ヘノ疎開・運搬開始。

○八月十五日、大東亜戦争終結ノ詔書渙発サル。コトニ学校行事運営ノ戦時態勢ハ終結ヲミルコト、ナル。
○八月十七日、職員・児童全員出勤・登校シ、学校長ヨリ終戦ト今後ノ対処方ニ関スル訓示アリ。児童ハ当分、平静ヲ回復スルマデ自宅学習ヲスルコト、ナル。

○八月二十六日、職員・児童全員出勤・登校シ、校長ヨリ今後ノ夫々ノ在リ方ニツキ篤ト論サレ指示ヲ受

ク。

二学期

○九月一日、終戦後第一回デアル二学期ノ始業式ヲ悲壯ナル雰囲気ノ中ニ挙グ。

○九月十一日、疎開分散セル学校ノ重要物品ノ運搬開始。

○九月廿日、文部次官通牒ニヨリ戦争終結ニ関スル詔書ノ御精神ニ鑑ミ、適当ナラザル教材ニツイテハ全部或ハ部分的ニ削除シ、又ハ取扱ニ慎重ヲ期スルコトナリ、真ニ之ガ研究ニ当ル。更ニ終戦後益々食糧ノ不足スルヲ慮リ、少シデモ多々増産出来ル為ノ耕作地ノ拡張、並ニ児童ノ今後ノ健康保持ニ関スル計画ヲ樹立ス。(下略)

○十月下旬ヨリ十一月上旬ニカケテ児童ノ拾集シタル団栗四俵ヲ豊岡森林組合ニ供出ス。(下略)

○十一月二入り終戦後ノ教育ニツキ一層具体的ナル研

究ト実施ヲ強化ス。

○十二月二入り教科書修正補充ノ研究会ヲ開キ、之ガ徹底ヲ図ル。

○十二月十二日、当地方ニ疥癬ノ伝染スル様子見へ、児童中ニモ之ガ罹病者発生、直ニ之ガ児童ノ保護者ヲ学校ニ召集シ疥癬治療対策研究会ヲ開キ、之ガ早期治療ニ当ラシム。

○十二月十七日、童話ノ大家ナル元本校ニ奉職セラレタル岸辺福雄先生ヲ招キ、終戦後児童ノ心ノヨキ糧トナル面白イ童話ノ会ヲ開ク。

○十二月二十六日、保護者ヲ召集シ、シモヤケ治療及予防研究会ヲ開ク。

三学期

○十二月三十一日付ノ当局ノ指令ニモトツキ教科目中、修身・国史・地理ノ授業ハ当分実施セザルコトナル。

○尚、諸種ノ条件悪キ時節ニ万病ノ元トナリ、然モ児童ノ最モ罹リ易イ風邪ヲ如何ニスレバ完全ニ予防ナシ得ルカニツキ研究・実施ニ努メ、之ガ徹底的・科学的・精神的研究ヲ進メテ予想以上ノ効果ヲ上ゲ得タリ。

○更ニ一月二十二日、風邪ヲ引キ易キ傾向ヲモツ児童ノ保護者ヲ集メ、之ガ予防対策研究会ヲ開催ス。
○一月以降、終戦後ノ教科研究会ヲ愈々本格的ニ行ヒ、今後ノ方途ヲ研究実施ス。

○社会一般ノ道義心低下ノ中ニ生活スル児童ノ今後ノ道徳教育ヲ如何ニスルカニツキ研究シ、之ガ対策ヲ講ジツゝアリ。(中略)

○三月九日、京都帝国大学理学部化学教室ヨリ石橋雅義先生ヲ招キ、新日本教育ノ在リ方ニツキ聴講シ、今後ノ教育ニ関スル研究実施ノ資料トス。

○最後ニ、本日茲ニ終戦後第一回ノ、シカモ戦時中ト

終戦後ノ間ヲ通ジテ營々ト研修努力致シマシタル児童ノ終了式ヲ挙行スルニ至ル。

(4) 「御真影奉還」

豊岡第一国民学校「学校沿革誌」

昭和二十年十二月廿七日付ヲ以テ北但地方事務所長ヨリ移牒ヲ受ク。

御真影奉還ニ関スル件

今般、天皇御服御制定ニ件ヒ曩ニ貴管内国民学校ニ御下賜ノ今上陛下御真影ハ将来新制定ノ御服装ニ改メラルベク、マタ皇后陛下御真影モ右ニ準シ御下賜可相成ニ付、従来御下賜ノ御真影ハ至急奉還相成度旨、文部次官ヨリ通牒有之候ニ就テハ御了知ノ上、

左記ノ通り御配慮相成度。

右の通牒に依り今上天皇陛下・皇后陛下御真影、従来御下賜相成りたる御真影全部奉還する。

昭和二十一年二月四日、五荘第一国民学校に於て北但三郡の御影奉還式举行され、本校に於ては冬季課外日のため町内在住の職員・高等科児童、当校に於ける式に参列する。(下略)

奉還せし御真影

今上天皇陛下

皇后陛下

大正天皇 大正四年十月廿八日奉戴

皇太后陛下 大正四年十月廿八日奉戴

明治天皇 明治二十三年九月十三日奉戴

昭憲皇太后 明治二十三年九月十三日奉戴

3 明治期の幼稚園

(一) 豊岡幼稚園

『兵庫県郡役所事績録』

第七章 教育

(中略)

第五節 幼稚園

郡内に於ける幼稚園の設置は、明治三十一年二月設立者西垣勘次郎外二名により私立豊岡幼稚園の設立を以て嚆矢とし、明治三十三年四月同幼稚園を町立としたり。之れ現在の豊岡第一幼稚園の前身たり。翌三十四年、同幼稚園の廃止を申請せしも不許可となる。後、大正十三年四月、園児増加により第二幼稚園を設置す。位置の異動等なし。

(下略)

(二) 入園勧誘

「豊田區文書」豊岡市蔵

人三第四二二二号

当町立幼稚園繼續開園致シ候条、其町内ノ幼児ヲ保育セシメ度、依テ本月ヲ期シ入園希望者精々勧誘有之候様、特ニ御注意相成度、此段及通知候也。

明治三十四年五月十三日

豊岡町役場

各町管理者

御中

○私立から町立に移管後、二年目。

(三) 入園式通知

「豊田區文書」豊岡市蔵

人三第二二八号一

今般当町立幼稚園新ニ園児六拾名ノ入園ヲ許シ候条、其町内ニ於ケル満三年(本月ニ於テ)以上ノ児童保護者精々御勧誘相成度、志望者ハ本月中ニ出願候様致度、就テハ来ル四月二日午前九時入園式執行ニ付、同時限マテニ保護者児童召連出頭可致様、御取計有之度、此段及通知候也。

追テ中途入園ハ保育上困難ニ付、可成此度入園候様御取扱有之度、此旨為念申添候也。

明治三十五年三月十八日

豊岡町役場

4 師範学校

(一) 教員伝習所

『豊岡県史』

教員伝習所ヲ設、入校生徒ノ数ヲ制定シ、達シ曰、

教員陶治ハ実ニ方今学事ノ急務、苟モ忽ニスヘカ^(ゆるがせ)ラ

サルハ論ヲ俟タス。故ニ本年三月已来、県下ニ教員

伝習所ヲ開キ爾来頻々入学、既ニ卒業スル者モ亦少

ナカラス。漸次各地ニ派遣セリ。而シテ今、更ニ諸

般ノ規則ヲ改正シ、自今七十二名ヲ入学生徒ノ定員

トナシ、且ニケ月ヲ以テ一期ト定メ、毎月三十六名

ヲ卒業セシメ、亦同員ヲ入学セシメ、以テ正則ノ普

及ヲ速カニセントス。各区々長及学区取締ニ於テ此

意ヲ体認シ、厚ク注意ヲ加ヘ、該区内小学教員ハ勿

論、其他志願ノ者精密ニ可取調、尤出願ノ順序ヲ逐

テ入学セシメ候条、先ツ各名ヨリ出ス所ノ書面ヲ一

括シテ毎月十日前ニ之ヲ進達シ、指図ニ從ツテ本人

共參校セシメ候様可取計候。此旨相達候也。

明治七年八月廿三日

第四拾七号

区戸長

学区取締

小学教員伝習所入学規則別冊ノ通、更正。自今七十二
名ヲ定員トシ、毎月三十六名ヲ限リ入学差許候条、志
願ノ者ハ規則ニ照シ証状及履歷書ヲ調^(七ト)ノヘ可願出事

豊岡県参事 田中光儀代理

明治七年八月

豊岡県権参事 大野右仲

更正教員伝習所入学規則

第一条

伝習生徒ハ体質健康ニシテ行状正直ナル者ニ非レハ入学ヲ許サス。

第二条

生徒ノ員ハ方今七十二名ト定メ、各月三十六名ヲ卒業セシメ亦三十六名ヲ入学セシムルモノトス。

第三条

生徒ノ年齢ハ大約二十年以上タルヘシ。

但、学業優等ニシテ且教授ノ職ニ堪ユヘキ品行アルモノハ此限ニ非ス。

第四条

入学ヲ願ヒ出レハ試験ノ上、之ヲ許ス。

但、当今読書ノ一科ヲ試験ス。其法、国史・漢籍・普通ノ書ニ就テ講読ヲ試ミ、且題ヲ与ヘテ作文セシム。

第五条

伝習期限ハ二ヶ月ヲ以テ一期ト定メ、毎月満期生徒ノ卒業ヲ試験ス。

第六条

試験ノ上、及第ノ者ハ証書ヲ与ヘ助訓ニ補シ、各地学校ヘ派遣ス可シ。

第七条

落第ノ者ハ猶一期復修セシム。

第八条

生徒ノ学資ハ自費ヲ通則トシ、別ニ貸費・校費ノ二方ヲ設ク。

第九条

自費生ハ学資一切自弁タルベシ。而シテ卒業ノ後ハ官命ニ従ヒ各地ヘ派出シ、教職ヲ奉ス可シ。

但、従前小学ノ教員ト雖トモ自費ヲ以テ入学スル者ハ卒業ノ後、該校ヨリ更ニ申請スルニ非レハ必ラスシモ旧校ニ帰任セシメス、一般生徒ト同ク各地ヘ派

遣スベシ。

第十条

校費生ハ現今小学ノ教員タル者ニ該校ヨリ学資ヲ貸給シテ入学セシメ、卒業帰任ノ後、漸次貸与ノ金額ヲ還消セシムル者ナリ。

但、貸与ハ一ヶ月金三円ヲ額トシ還償ハ同金壹円ト定ム。且、入学ノ日ヨリ従前ノ給料ヲ廃スベシ。

第十一条

貸費生ハ生徒ノ定員欠如スルトキ臨時官選ヲ以テ入学セシメ、卒業ノ後、各地学校ノ教員タラシム。其派遣ニ際シ一時該校ヨリ貸与ノ金額ヲ償納セシメ、亦本人ヨリ該校ヘ漸償セシムルモノナリ。

但、貸資ノ金額及還償ノ定規ハ校費生ニ同シ。

第十二条

伝習期限内ハ猥リニ帰省・退学ヲ許サズ。

但、父母ノ疾病等不得止ノ事故アルハ此限ニ非ス。

第十三条

卒業ノ上ハ専ラ管内各地小学ノ教導ニ従事シテ、定期ノ間他途ニ出身スルヲ許サズ。其期限左ノ如シ。

自費生	伝習ヲ一期	奉事六ヶ月
貸費生	受ル	
校費生	同	同一年

第十四条

入学ヲ請フモノハ証状^{第一号}書式及履歴書^{第二号}書式ヲ出スヘシ。(第一号書式・第二号書式、略)

右ノ通、相定候事

(二) 豊岡県師範学校校則

神美小学校蔵

豊岡県師範学校校則

明治八年十月正定

第一章 告示

本校ハ正変両科ノ教則ヲ以テ管下小学ノ師範タルヘキ生徒ヲ陶冶養成スル所也。今、此豊岡県下学事ノ振起スルト、随テ開明ノ真境ニ達スルトハ、各自ノ勉否ニ關係シ、其責ノ重キ実ニ告示ノ竭ス所ニ非ス。在学ノ生員能ク此旨ヲ体認シ、勸業ノ精確ナルハ勿論、廉耻ヲ重シ品行ヲ修メ速ニ其本懐ヲ貫キ、上下交モ永ク天賦ノ幸福ヲ完了セン事ヲ要ス。

(中略)

第四章 通則

(中略)

第五節 舍則 付、日課則

(中略)

第十五条 左ニ掲クル日課表ヲ遵守スベシ。
(別表)

但、毎時点鐘ヲ以テ報告ス。

(下略)

(三) 豊岡県師範学校開校式次第

市立図書館蔵

豊岡県師範学校開業式

一、明治八年十月廿六日払暁、校長・監事・教員・舎長以下并儀式供給扱方一同正服悉ク本校ニ集リ、開業式ノ設備ヲ整フ。

一、午前八時、学務課吏員正服参校、設備ヲ檢ス。

一、同三十分、学区取締及出合セ正副戸長正服参校、

控所ニ就ク。

一、同時、本校正変則及付属小学生徒平服昇校、悉ク

控所ニ就ク。

一、九時二十分、学務吏員・区戸長・学区取締及校長・

監事・舎長并教員・生徒等一同校門内ニ整列シ、奉

迎式ヲ行フ。

五 学校教育と社会教育

〈別表〉 日課表 (作表)

日 課		6・7月	4・5・9月	2・3・10・11月	1・12月
晨 起	午 前	4時30分	5.00	6.00	6.30
盥漱・服飾		4.30～5.30	5.00～5.30	6.00～6.30	6.30～7.00
寮内掃除					
副 課		5.00～6.00	5.30～7.00	6.30～8.00	7.00～8.00
朝 餐		6.00～6.30	7.00～7.30	8.00～8.30	
出席準備		6.30～7.00	7.30～8.00	8.30～9.00	
正 課		7.00～12.30	8.00～12.30	9.00～12.30	
昼 餐	午 後	12.30～1.00			
正 課			1.00～2.00	1.00～3.00	
休 憩		1.00～2.00	2.00～2.30		
入 浴		2.00～5.00	2.30～4.30	5.00～7.00	5.00～7.00
副 課					
散 歩		5.00～7.00	4.30～6.00	3.00～4.30	
晚 餐		7.00～7.30	6.00～6.30	4.30～5.00	
点 燈		黄		昏	
副 課		7.30～9.00	6.30～9.00	7.00～10.00	
就 眠		9.00		10.00	
日 曜 日					
晨 起	午 前	4.30	5.00	6.00	6.30
盥漱・服飾		4.30～5.30	5.00～6.00	6.00～7.00	6.30～7.30
寮内大掃除					
外 出		5.30	6.00	7.00	7.30
帰 舎	午	7.30	6.30	5.00	
就 眠	後	9.00		10.00	

一、同三十分、(豊岡県権令)同権参事長・次官臨校、各課長・次官正

服従從ス。校長便室ニ誘導シ、奉迎諸員各室ニ復ス。

一、參觀人ノ昇校ハ午前七時ヨリ同八時三十分迄トシ、各控所ニ就カシム。

但、參觀人ハ官員用掛・事務掛及小学教員・生徒トス。尤、校外ニテ縦覧スルハ此限ニアラズ。

一、五十分、学務吏員・区戸長・学区取締及校長・監事・舎長并教員・生徒各等位ニ從テ式場ニ班列ス。

但、參觀人モ亦、參觀席ニ就カシム。

一、十時、長・次官、各課長・次官臨場。長・次官、

衆ニ向ヒ会釈アリ。満場、答拜ス。

次ニ長・次官、告文ヲ讀ム。衆皆、答拜ス。

次ニ教員・生徒總代、祝文ヲ奉読ス。

次ニ教員、教導説ヲ講述ス。

畢テ長・次官以下一同各控所ニ退ク。

一、午前十一時、校長各室參觀人ヲ除クニ臨ミ、酒饌ヲ薦ムベ

キヲ述ブ。

次ニ酒饌ヲ整ル各室ニ陳列シ、長・次官、各課長・

次官、学務吏員・区戸長・学区取締及校長・監事・

舎長并教員・生徒ヲ饗応ス。同時ニ參觀人ニ餅ヲ与

フ。饗宴畢テ控所ニ就ク。畢テ後、学務吏員以下門

内ニ整列ス。其例、迎式ノ如シ。

次ニ長・次官退出、各課長・次官隨フ。衆皆礼拜

ス。

次ニ区戸長・学区取締以下參觀人等、校内外巡覽

ヲ許ス。

次ニ学務吏員・区戸長・学区取締及校長・監事・

教員・生徒・參觀人等悉ク退散ス。

(下略)

(四) 豊岡県師範学校開校式参列記

田中彦右衛門「簡齋日記」日高町・山本良英氏蔵

(明治八年十月)
廿六日 朝ヨリ十一時マテ折々小雨

○豊岡県師範学校新建普請出来ニ付、開校式有之候ニ付、拙共拜見出勤候ニ付、荒々左ニ控へ候事

○右拜見ニ出ル時ハ礼服ニテ可出段、前々日大区扱所ヨリ御沙汰被下候。当大区・各小区正副区戸長大半礼服所持被致居候へトモ拙儀未タ買求メ居不申、紙屋源左周旋ニテ何方ヨリカ借用イタシクレ、且亦クツハ辻村岡谷藤右衛門殿居合、同人引ヲ以テ下鶴井屋長治郎殿ヨリ忍借、其外シヤツ・クツ下タ・ダテエリ等俄ニ買求メ、漸々ニ揃イ、午前八時外方々ト同道ニテ出ル。然ル処、少々雨フリ候ニ付、道アシク、借着損シ候テハ一大事ト心配タエカタクニ付、フト思ヒ候、世ニア

ル事ワサニ凡世界ニ費ホドツライモノハナシトヤラ言(ことわざ)
事、サテサテ是成ルハ今日我事ト人目忍ヒテ胸ノ内嘆テ苦シムカナシ、サハ如何計リ、向後改心イタシ、ムエキノ金銭費シ間敷ト存候。拙死後ハ熟覽致クレ度、(子息)林造殿。

○豊岡県御長官権令三吉周シユウウキョウ亮様・権参事大野右仲様御両将始メ諸課長御官員・学務課御官員・師範教員参勤御官員・各大区正副区戸長・各大区学取締(マ)・付属生徒・豊岡小学校教員・同生徒、夫々別間詰メ合(師範学校)

○開校式午前第十時
如此一間ニテ式有之候。

初メ長官祝文御読被遊候。

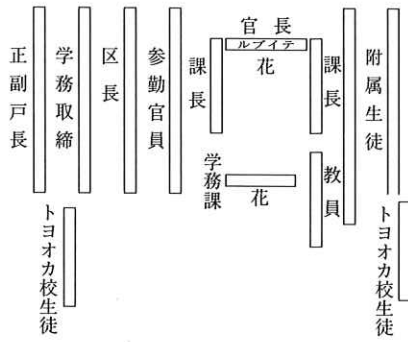
二 教員祝文

三 課三浦某同断

右終テ、コウシヤクアリ。

右終テ夫々詰所ヘシリソク。

夫ヨリ御膳出ル。



○先外役各衆中、夫々別間ニ候ニ付、不案内ニ候ヘトモ、正副戸長馳走献立左ニ記ス。

焼物ヤキ 吸物サワラ 但、薄塩

盃

たまご 但シ、アツヤキ
かまぼこ 但シ、白赤青
小たい

小蓋フタ

まつたけ
みかん
いか 但、ヤキ

寿し

さより、メ三品卷すし
さば

御酒 但、一人ニ付、弐十二銭ノ馳走也。

引テ餅三ツツ、但、白・青・ウコン

右馳走夜喰膳ノ上へ大奉書紙角違ニ折、少シ端ノシニ折、其上へニ右馳走直置也。右膳ヲテイフルニセ銘タイスニ掛ケ頂戴イタス。右馳走皆土産ケニイタス也。

○御長官並重立御官員午後一時ト思シ頃御退席ニ相成候ニ付、夫々所々拜見イタシ候テ小区詰所へ引取ル。午後二時過也。

○拙並岡谷藤右衛門同道ニテ午後三時四十分ヨリ帰ル。誠ニ大切ノ借用物ト存シ礼服並クツトモ夫々直キ返ス。

(五) 但馬師範学校設置願

豊岡市蔵

拜啓 但馬五郡連合教育会は本年十一月二十五、六両日、城崎郡城崎町に於て其の第三十六回総集会を開催いたしました。左記問題は本会議に於て最も重大切要なるものとして満場熱誠真摯なる態度を以て之を討究し、閣下に之を建議し、且つ其実現につき閣下の御配慮を懇請すべき事を決議いたしました。

一、但馬地方に師範学校を設置する件

惟ふに但馬五郡は県の北隅(すゝ)に僻在し、氣候風土は殆んど他郡と異り、交通不便な所も亦他に比して甚だ多いので御座います。此の事情あるが故に小学校教員の一般が当地方に就任することを嫌忌し、よし就任しても一日も早く逃れ去らんと企て、忠実に勤続するものは

誠に稀であります。現に五郡内を通じて勤続五年以上の他郡出身者は殆ど数ふるに足らない状況で、本県師範学校卒業在職者を見ても、五郡出身者の六に對して他が其一、即ち十四パーセントに過ぎません。此一般的傾向は県立三師範学校長の常に憂とし同情を寄せられてゐる所であります。

此の傾向は教員の供給不足となり、漸次其の質を低下せしめて参ります。今、五郡現職教員八八一人の内訳をしますれば、

本科正教員	五八七人	七六%
准教員及代用教員	一八八人	二四%
専科正教員	五七人	五三%
代用教員	四九人	四七%

無資格者の多い事は到底他郡市に見られない事実でありませうが、猶且此中には二十歳以下の准教員が三二人、恩給を受けて勤務している老教育者が二三人含ん

で居ります。男女教員の比も七五対二五で、目下尚三〇名の欠員があり、九〇学級に二部教授を行つて居る所を見ますれば、其の供給上の苦策は最早行き詰つて居るものと思はれます。而して、教員の出身地から推察を下しますれば、

五郡出身者 六三四人

以外の郡市 九五人

鳥取県出身者 九六人

以外の他府県 五六人

五郡出身者は七二%を占めて居り、鳥取県が県下他郡市出身者を抜き、京都府の隣接郡、島根県人の多い所を以て察すると山陰地方の出身者でなければ永住の意志のないことを推測し得るのであります。

以上、教員の資質に就て概況を申上げましたが、斯様な教員組織で五郡、八二〇学級・四〇六三四人の児童教育を担当して居るのであります。

そして、此の他に幾多の社会教育事業や補習教育を引き受けて居るのであります。

教育の立場から見て二十歳以下の准教員にまで斯様な重任が託し得らるゝでせうか。之を自然に任せて、趨くまゝに捨て、おいてよい問題でありませうか。私共は県教育上の一大欠陥であると申して差支ない事と信じます。

^(ま)況して小学校の修業年限が延長せられ教員の需要が一層急となつて来た場合、当地方は果してどふいふみじめな状態に立ち至るでせう。実に寒心に堪えないのであります。

併しながら、此の欠陥は決して今日に始つた問題ではありません。之を補ふためには当局者は絶大の努力を払つて居るのであります。

閣下御承知の如く、本会は年々准教員養成講習会に依つて師範学校入学者の便宜と勧誘に努め、或は専科教

員養成講習会を設けて補充の策を講じて居りますが、此の大勢を翻し此の大なる欠陥を救ふことは、到底本会の微力や地方の小策を以て如何ともする事は出来ないであります。

唯、私共の大に頼といたします事は、由来但馬は人情風俗の純正敦厚な地で、其の青年の気風も極めて質朴重厚な美点があります。現に五郡出身の青年教員は一般に着実で児童を愛し職務に忠実な点に於て、確かに他に見られない堅実な処があります。之は彼等の先天的資質だと存じます。

且つ、但馬は耕地に乏しく商工業も振はず人口夥多で生活程度の低い所でありますから、若し教員養成所を設置して適當の方法を以て之を誘掖すれば必ずや良教員を得らるゝ事を信じます。而して、今日の欠陥を補ひ、多数の教員を供給して、県下教育上に多大の貢献をすることが出来る事と存じます。

経費多端の折柄、既に師範学校増設は容易ならぬ問題だと存じます。殊に人口三拾万の但馬に一師範学校を置くことは県治上の均衡を欠くかの感もありませうけれども、これは一面地方に職業を与へて県民に其の処を得しむる所以でもあり、適材を適処におく利用厚生の意義ともなります。

右の次第で、私共は切に師範学校の設置を翹望して止まないものでありますが、若し目下各種の關係上一新学校の設置が困難で到底許されない事情がありますならば、何卒其の事情の無くなりませう迄早速、県立豊岡中学校・同高等女学校内に小学校教員養成部を付設し、之が代用の施設をして戴きたいのであります。

不文で誠に礼を欠き且つ意を尽しませんが、私共の建議する誠意を酌量せられまして同情ある御考慮を仰ぎたいのであります。参考統計表を添へて右伏して^(懇)願いたします。

大正十一年十二月 日

但馬五郡連合教育会頭

中林忠太郎

(宛名不記載)

○大正十二年五月一日から尋常科・本科正教員養成講習所が
県立豊岡中学校内に付設された。

5 中 学 校

(一) 公立中学校・県立中学校

『兵庫県郡役所事績録』

第七章 教 育

第一節 中学校

国家の急務は人材養成に在りとし、明治十二年但馬各郡の負担にて豊岡に中学校を設置したるも、民間知

識の低きと生計の疲弊に因り維持の目途全きを得ず、明治十八年遂に廃校の止むなきに至り、爾来県下には僅に姫路尋常中学校の一あるのみ。然るに時勢の進運は中等教育の普及を望み、明治二十六年十一月城崎・気多・出石三郡二十箇町・村長より豊岡に県立中学校の設置を請願し、翌二十七年十一月城崎郡町村長総代の申請となり、二十八年七月敷地及高上工事の寄付によりて始めて県立豊岡中学校を設置せられ、二十九年四月漸く開校するに至れり。

而して之が創立に關しては豊岡町を中心付近村落の有志の熱心なる努力に依るは勿論なるも、特に佐川義右衛門・原庄七・西垣勘次郎・杉本和兵衛・由利安助の五名は設置委員として全責任を荷ひ、終始熱誠を以て之に当り、且つ敷地買上及高上工事費の爲め生じたる負債の償却に付ても右委員は専ら整理の任に当り私財を投じて完成に努め、又篤志家及豊岡町の多大な